

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

令和元年10月改定箇所

### 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合		2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算				
イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+66単位(198単位を限度)	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算( ) +20/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100				1回につき+100単位				
	(2) 20分以上30分未満											( ) +20/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85/100
	(3) 30分以上1時間未満											( ) +10/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100
	(4) 1時間以上											( ) +5/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100
ロ 生活援助														
(1) 20分以上45分未満														
(2) 45分以上														
ハ 通院等乗降介助														
(1回につき 98単位)														
ニ 初回加算														
(1月につき +200単位)														
ホ 生活機能向上連携加算														
(1) 生活機能向上連携加算( )														
(1月につき +100単位)														
(2) 生活機能向上連携加算( )														
(1月につき +200単位)														
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
(1) 介護職員処遇改善加算( )														
(1月につき +所定単位×137/1000)														
(2) 介護職員処遇改善加算( )														
(1月につき +所定単位×100/1000)														
(3) 介護職員処遇改善加算( )														
(1月につき +所定単位×55/1000)														
(4) 介護職員処遇改善加算( )														
(1月につき (3)の90/100)														
(5) 介護職員処遇改善加算( )														
(1月につき (3)の80/100)														
ニ 介護職員等特定処遇改善加算		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )														
(1月につき +所定単位×63/1000)														
(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )														
(1月につき +所定単位×42/1000)														

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,256 単位)	× 95 / 100	× 70 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 17 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1回につき + 36 単位) (2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1回につき + 24 単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき (3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

**【脚注】**  
 1. 単位数算定記号の説明  
 + 単位            所定単位数 +    単位  
 - 単位            所定単位数 -    単位  
 × / 100          所定単位数 ×    / 100  
 + / 100          所定単位数 + 所定単位数 × / 100



4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 291単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×20/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき -20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											

ロ 社会参加支援加算	(1日につき 17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1回につき +6単位)

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費( ) ( (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (485単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
(2) 居宅療養管理指導費( ) (在宅時緊急総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (295単位)	+100単位	+15/100	+10/100	+5/100
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (285単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (261単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (509単位)				
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (560単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (415単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (377単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (345単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (539単位)				
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (366単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (324単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (296単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。















八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 ( )	a 診療所短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 675 単位	× 70 / 100	診療所設備基準 減算 - 60 単位	+ 200 単位 (7日間を限度)	+ 90 単位 (7日間を 限度)	+ 120 単位	片道につき + 184 単位
			要介護2 724 単位						
			要介護3 772 単位						
			要介護4 821 単位						
			要介護5 870 単位						
			要介護1 702 単位						
		要介護2 754 単位							
		要介護3 804 単位							
		要介護4 855 単位							
		要介護5 906 単位							
		要介護1 693 単位							
		要介護2 743 単位							
		要介護3 793 単位							
		要介護4 843 単位							
	要介護5 893 単位								
	要介護1 779 単位								
	要介護2 828 単位								
	要介護3 878 単位								
	要介護4 925 単位								
	要介護5 974 単位								
	要介護1 811 単位								
	要介護2 863 単位								
	要介護3 914 単位								
	要介護4 964 単位								
	要介護5 1,015 単位								
	要介護1 800 単位								
	要介護2 851 単位								
	要介護3 901 単位								
	要介護4 950 単位								
	要介護5 1,001 単位								
	要介護1 598 単位								
	要介護2 647 単位								
	要介護3 695 単位								
	要介護4 730 単位								
	要介護5 773 単位								
	要介護1 704 単位								
	要介護2 747 単位								
	要介護3 791 単位								
	要介護4 835 単位								
	要介護5 879 単位								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	要介護1 800 単位	× 97 / 100						
		要介護2 850 単位							
		要介護3 898 単位							
		要介護4 946 単位							
		要介護5 995 単位							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 828 単位							
		要介護2 880 単位							
		要介護3 930 単位							
		要介護4 980 単位							
		要介護5 1,031 単位							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 818 単位							
		要介護2 869 単位							
		要介護3 919 単位							
		要介護4 968 単位							
		要介護5 1,018 単位							
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 800 単位							
		要介護2 850 単位							
		要介護3 898 単位							
要介護4 946 単位									
要介護5 995 単位									
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 828 単位								
	要介護2 880 単位								
	要介護3 930 単位								
	要介護4 980 単位								
	要介護5 1,031 単位								
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 818 単位								
	要介護2 869 単位								
	要介護3 919 単位								
	要介護4 968 単位								
	要介護5 1,018 単位								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	650 単位							
	(二) 4時間以上6時間未満	908 単位							
	(三) 6時間以上8時間未満	1,261 単位							
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)							
		(二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)							
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 ( ) ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の90 / 100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の80 / 100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,020 単位) 要介護2 ( 1,084 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,212 単位) 要介護5 ( 1,276 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,120 単位) 要介護2 ( 1,184 単位) 要介護3 ( 1,248 単位) 要介護4 ( 1,312 単位) 要介護5 ( 1,376 単位)							
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,032 単位) 要介護2 ( 1,100 単位) 要介護3 ( 1,167 単位) 要介護4 ( 1,234 単位) 要介護5 ( 1,301 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,132 単位) 要介護2 ( 1,200 単位) 要介護3 ( 1,267 単位) 要介護4 ( 1,334 単位) 要介護5 ( 1,401 単位)							
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,044 単位) 要介護2 ( 1,112 単位) 要介護3 ( 1,179 単位) 要介護4 ( 1,246 単位) 要介護5 ( 1,313 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>		要介護1 ( 1,144 単位) 要介護2 ( 1,212 単位) 要介護3 ( 1,279 単位) 要介護4 ( 1,346 単位) 要介護5 ( 1,413 単位)								
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 924 単位) 要介護2 ( 988 単位) 要介護3 ( 1,052 単位) 要介護4 ( 1,116 単位) 要介護5 ( 1,179 単位)	× 70 / 100			- 12 単位			
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,024 単位) 要介護2 ( 1,088 単位) 要介護3 ( 1,152 単位) 要介護4 ( 1,216 単位) 要介護5 ( 1,280 単位)							
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 868 単位) 要介護2 ( 924 単位) 要介護3 ( 980 単位) 要介護4 ( 1,036 単位) 要介護5 ( 1,110 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 968 単位) 要介護2 ( 1,032 単位) 要介護3 ( 1,096 単位) 要介護4 ( 1,160 単位) 要介護5 ( 1,224 単位)							
(六) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( )		要介護1 ( 768 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 896 単位) 要介護4 ( 960 単位) 要介護5 ( 1,024 単位)									
2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 876 単位) 要介護2 ( 936 単位) 要介護3 ( 1,000 単位) 要介護4 ( 1,064 単位) 要介護5 ( 1,128 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100					
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 976 単位) 要介護2 ( 1,040 単位) 要介護3 ( 1,104 単位) 要介護4 ( 1,168 単位) 要介護5 ( 1,232 単位)									
3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( )	要介護1 ( 1,210 単位) 要介護2 ( 1,274 単位) 要介護3 ( 1,338 単位) 要介護4 ( 1,402 単位) 要介護5 ( 1,466 単位)	× 97 / 100						
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 1,144 単位) 要介護2 ( 1,210 単位) 要介護3 ( 1,274 単位) 要介護4 ( 1,338 単位) 要介護5 ( 1,402 単位)							
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( )	要介護1 ( 1,091 単位) 要介護2 ( 1,153 単位) 要介護3 ( 1,215 単位) 要介護4 ( 1,279 単位) 要介護5 ( 1,343 単位)							
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 1,091 単位) 要介護2 ( 1,153 単位) 要介護3 ( 1,215 単位) 要介護4 ( 1,279 単位) 要介護5 ( 1,343 単位)							
4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 658 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	( 907 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,260 単位)									
5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
6) 特定診療費											
7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( )イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 ( )ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 ( )ハ (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算 ( )ニ (1日につき 6単位を加算)										
8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の90 / 100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の80 / 100)										
9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)										
注 特定診療費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目											



10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の数に基づき異なる場合	介護職員の責任が基準を満たさない場合	身体拘束薬の使用加算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	536	×70/100	-54		1月につき+200単位	1日につき+12単位	1日につき+10単位	1日につき+120単位	1月につき+80単位	1月につき+30単位	1日につき+5単位 (4月に1回を限度)			
	要介護2	602		-60											
	要介護3	671		-67	1日につき+36単位										
	要介護4	735		-74											
	要介護5	804		-80											
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)			×70/100										訪問介護 身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 102単位 所要時間30分以上1時間未満の場合 204単位 に所要時間30分を計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 563単位に所要時間1時間30分を計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分を計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 218単位 所要時間1時間30分以上の場合 261単位 通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問サービス及び通所サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて要介護レベルに定める限度を上限とする。		
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		要介護1 536 要介護2 602 要介護3 671 要介護4 735 要介護5 804	×70/100					1日につき+10単位	1日につき+120単位						
ニ 通院・通所連携加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)													
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)														
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)														
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)														
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)														
	(2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)														
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)														
	(4) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)														
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×82/100)												注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×60/100)														
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×33/100)														
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90/100)														
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80/100)														
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×18/100)												注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×12/100)														
限度額		要介護1 14,280単位 要介護2 18,301単位 要介護3 20,399単位 要介護4 22,344単位 要介護5 24,442単位	短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。												

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (月に指定福祉用具貸与に要する費用を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす			
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排尿処理装置			

注：特別地域福祉用具貸与加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費( ) 要介護1・2 (1,057単位) 要介護3・4・5 (1,373単位)	(2) 居宅介護支援費( ) ( )	要介護1・2 ( 529単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 686単位 )					
		(3) 居宅介護支援費( ) ( )	要介護1・2 ( 317単位 )					
			要介護3・4・5 ( 411単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算( ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算( ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算( ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算( ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算( ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算( ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算( )イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算( )ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算( )イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算( )ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算( ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)					

居宅介護支援費( )・( )については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 人前定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士又は 介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユ ニットケアに 配置していない ユニットに於 ける体制が未 整備である 場合	身体拘束禁止 未実施減算	夜勤職員配置 加算	短期集中ハ ビテーション 実施加算	認知症短期集 中ハビテーシ ョン実施加算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設 サービス費( )	(一) 介護保健施設サービス費( ) <従来型個室> [基本型]	要介護1 ( 791 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-70単位	1日につき +243単位	1日につき +240単位 (週5日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +34単位
			要介護2 ( 808 単位)					-81単位				
		(二) 介護保健施設サービス費( ) <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 ( 811 単位)					-86単位				
			要介護2 ( 814 単位)					-91単位				
		(三) 介護保健施設サービス費( ) <多床室> [基本型]	要介護1 ( 876 単位)					-74単位				
			要介護2 ( 832 単位)					-81単位				
			要介護3 ( 876 単位)					-86単位				
			要介護4 ( 932 単位)					-93単位				
	(四) 介護保健施設サービス費( ) <多床室> [在宅強化型]	要介護1 ( 822 単位)	-78単位									
		要介護2 ( 884 単位)	-82単位									
		要介護3 ( 932 単位)	-88単位									
		要介護4 ( 1016 単位)	-98単位									
	(2) 介護保健施設 サービス費( ) <療養型老健 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 1,070 単位)					-107単位				
			要介護2 ( 1,226 単位)					-120単位				
			要介護3 ( 1,070 単位)					-107単位				
			要介護4 ( 921 単位)					-92単位				
		(二) 介護保健施設サービス費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 998 単位)					-100単位				
			要介護2 ( 1,070 単位)					-107単位				
			要介護3 ( 1,070 単位)					-107単位				
			要介護4 ( 1,150 単位)					-115単位				
(3) 介護保健施設 サービス費( ) <療養型老健 看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費( ) <従来型個室> [療養型]	要介護1 ( 726 単位)	-73単位									
		要介護2 ( 802 単位)	-80単位									
	(二) 介護保健施設サービス費( ) <多床室> [療養型]	要介護1 ( 971 単位)	-97単位									
		要介護2 ( 1,045 単位)	-105単位									
(4) 介護保健施設 サービス費( ) <特別介護保健施設 サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 834 単位)	-84単位									
		要介護2 ( 893 単位)	-89単位									
	(二) 介護保健施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 758 単位)	-76単位									
		要介護2 ( 807 単位)	-81単位									
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護保健施設 サービス費( )	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 ( 781 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	-78単位	1日につき +243単位	1日につき +240単位 (週5日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +34単位	
			要介護2 ( 868 単位)				-88単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 ( 841 単位)				-84単位					
			要介護2 ( 853 単位)				-86単位					
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 ( 900 単位)				-90単位					
			要介護2 ( 982 単位)				-98単位					
			要介護3 ( 919 単位)				-92単位					
			要介護4 ( 1,074 単位)				-107単位					
	(四) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 ( 781 単位)	-78単位									
		要介護2 ( 826 単位)	-83単位									
		要介護3 ( 868 単位)	-88単位									
		要介護4 ( 951 単位)	-95単位									
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス費( ) <療養型老健 看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ( 826 単位)				-83単位					
			要介護2 ( 899 単位)				-90単位					
			要介護3 ( 826 単位)				-83単位					
			要介護4 ( 962 単位)				-96単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 ( 1,074 単位)				-107単位					
			要介護2 ( 1,160 単位)				-116単位					
			要介護3 ( 971 単位)				-97単位					
			要介護4 ( 1,084 単位)				-108単位					
(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費( ) <療養型老健 看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ( 888 単位)	-89単位									
		要介護2 ( 1,000 単位)	-98単位									
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 ( 1,133 単位)	-113単位									
		要介護2 ( 1,238 単位)	-121単位									
(4) ユニット型 介護保健施設 サービス費( ) <ユニット型特別介護 保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 888 単位)	-89単位									
		要介護2 ( 964 単位)	-96単位									
		要介護3 ( 1,058 単位)	-106単位									
		要介護4 ( 1,133 単位)	-113単位									
	(二) ユニット型特別介護 保健施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 764 単位)	-76単位									
		要介護2 ( 816 単位)	-81単位									
		要介護3 ( 870 単位)	-87単位									
		要介護4 ( 922 単位)	-92単位									

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
	(3) 死亡日	
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 57単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
一 再入所時変更連携加算 ( 2 )	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 変更マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算 ( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
ホ 入所前後訪問指導加算 ( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 400単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 400単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ヘ 退所時等支援加算 ( 2 )	(1) 退所時等支援加算	一 試行的退所時指導加算 (400単位)
		二 退所時情報提供加算 (500単位)
		三 退所前連携加算 (500単位)
	(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 低栄養リスク改善加算 ( 2 )	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 ( 2 )	(1日につき 20単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算(1月につき) ( 2 )	(1) 経口維持加算( ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算( ) (100単位)	注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算 ( 2 )	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ロ 口腔衛生管理加算 ( 2 )	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
ロ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)	
ロ かかりつけ医連携薬剤調整加算 ( 2 )	(入所者1人につき1回を限度として125単位を加算)	
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき111単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき111単位を算定)
		(2) 特定治療
レ 所定疾患施設療養費 ( 2 )	(1) 所定疾患施設療養費( ) (1月に1回7日を限度に、1日につき111単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費( ) (4月に1回7日を限度に、1日につき111単位を算定)	
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心症状候急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
タ 認知症情報提供加算	(1回当たり) 350単位を加算	
ナ 地域連携連携計画情報提供加算 ( 2 )	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
テ 看護マネジメント加算 ( 2 )	(イ)(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定 (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))	
ト 接せつ支援加算 ( 2 )	(1月につき 100単位を加算)	
ワ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)	
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 16 / 1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90 / 100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80 / 100)	
テ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	

PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、( 2 )を適用しない。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
活動を行う職員の数 の超過率基準を 満たさない場合		入院患者の数が 入居者の定員を 超える場合	看護・介護職員の 数が標準に満た ない場合	注	介護支援専門員 の数が標準に 満たない場合	看護職員が基準 に満たない看護職 員が数未満の場合	療養病室に定員を 超過する病床の 数に占める割合 が100%未満で た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	療養病室に定員を 超過する病床の 数に占める割合 が100%未満で た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	一定の要件を満 たす入居者の 数が標準に満た ない場合	複数のユニットリ ームをユニット毎 に配置していない 等ユニットに おける体制が未整 備である場合	身体拘束器具未 使用の場合	部下職が設備基 準を満たさない場 合	医師の配置につ いて標準に準ず る種別第1療の 配置が確保され ている場合	夜間勤務等 の区分による 加算	夜間勤務等 の区分による 加算	居住性認知症患 者入居加算				
(1) 療養型 介護療養 施設サービ ス費 (1日につき)	一) 療養型 介護療養施設 サービス費 ( ) <従来型個室>	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護1 ( 949 単位)						× 95 / 100		159 単位									
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 748 単位)								76 単位									
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 573 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 408 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1154 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護1 ( 873 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 724 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 616 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 1115 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1205 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護1 ( 963 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 769 単位)																	
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 1201 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 1096 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1187 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 749 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 851 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 1077 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 1173 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1258 単位)																		
	二) 療養型 介護療養施設 サービス費 ( ) <従来型個室>	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護1 ( 725 単位)							× 95 / 100		159 単位								
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 591 単位)								76 単位									
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 446 単位)																	
		療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 903 単位)																	
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護5 ( 1033 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護1 ( 898 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護2 ( 711 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護3 ( 867 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護4 ( 1018 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護5 ( 1098 単位)																		
看護<6.1> 介護<6.1>		要介護1 ( 739 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )		要介護2 ( 951 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 1098 単位)																			
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 1138 単位)																			
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1213 単位)																			
三) 療養型 介護療養施設 サービス費 ( ) <従来型個室>	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護1 ( 587 単位)							× 90 / 100		159 単位									
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 474 単位)								76 単位										
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 618 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 968 単位)																		
	療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1007 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 780 単位)																		
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護2 ( 924 単位)																			
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護3 ( 1074 単位)																			
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護4 ( 1113 単位)																			
療養型介護療養施設 サービス費 ( )	要介護5 ( 1164 単位)																			
(2) 療養型 経路型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	一) 療養型 経路型介護 療養施設 サービス費 ( ) <従来型個室>	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護1 ( 758 単位)						× 95 / 100		159 単位									
		療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護2 ( 626 単位)								76 単位									
		療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護3 ( 481 単位)																	
		療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護4 ( 938 単位)																	
		療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1078 単位)																	
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 759 単位)																	
	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護2 ( 861 単位)																		
	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1008 単位)																		
	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1058 単位)																		
	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1182 単位)																		
	二) 療養型 経路型介護 療養施設 サービス費 ( ) <従来型個室>	療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護1 ( 854 単位)																	
		療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護2 ( 758 単位)																	
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )		要介護3 ( 862 単位)																		
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )		要介護4 ( 951 単位)																		
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )		要介護5 ( 1036 単位)																		
看護<6.1> 介護<6.1>		要介護1 ( 759 単位)																		
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護2 ( 865 単位)																			
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護3 ( 988 単位)																			
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1054 単位)																			
療養型経路型介護療養 施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1143 単位)																			
(3) ユニット型 療養型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	一) ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 <ユニット型個室>	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護1 ( 771 単位)						× 90 / 100		159 単位									
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護2 ( 676 単位)								76 単位									
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1093 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1155 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1280 単位)																	
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 830 単位)																	
	二) ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 <療養機能強化型A <ユニット型個室>	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護1 ( 826 単位)								× 95 / 100		159 単位							
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護2 ( 759 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1143 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1243 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1329 単位)																	
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 790 単位)																	
	三) ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 <療養機能強化型B <ユニット型個室>	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護1 ( 895 単位)									× 90 / 100		159 単位						
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護2 ( 826 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1143 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1243 単位)																	
		ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1329 単位)																	
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 896 単位)																	
四) ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 <ユニット型個室的多床室>	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護1 ( 826 単位)							× 95 / 100				159 単位							
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護2 ( 759 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1093 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1193 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1280 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 800 単位)																		
五) ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 <療養機能強化型A <ユニット型個室的多床室>	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護1 ( 908 単位)								× 97 / 100			159 単位							
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護2 ( 839 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護3 ( 1143 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護4 ( 1243 単位)																		
	ユニット型療養型介護療 養施設サービス費 ( )	要介護5 ( 1329 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 ( 790 単位)					</													

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき810単位を算定（(2)及び(4)の基本単位に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき + 30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回、又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前より連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回)を限度に、460単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
	(二) 訪問看護指示加算	d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
		f 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(9) 経口移行加算 (3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (3)	(一) 経口維持加算 ( )	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算 ( )	(100単位)	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心症状状態急変対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)		
(18) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 6単位を加算)	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の80 / 100)	
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算						
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 627 単位) 要介護2 ( 676 単位) 要介護3 ( 724 単位) 要介護4 ( 772 単位) 要介護5 ( 822 単位)	× 95 / 100		-63単位 -68単位 -72単位 -77単位 -82単位 -85単位								
		b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 ( 654 単位) 要介護2 ( 706 単位) 要介護3 ( 756 単位) 要介護4 ( 807 単位) 要介護5 ( 858 単位)			-65単位 -71単位 -76単位 -81単位 -86単位								
		c 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 ( 645 単位) 要介護2 ( 695 単位) 要介護3 ( 745 単位) 要介護4 ( 795 単位) 要介護5 ( 845 単位)			-65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位								
		d 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜多床室＞	要介護1 ( 731 単位) 要介護2 ( 780 単位) 要介護3 ( 830 単位) 要介護4 ( 877 単位) 要介護5 ( 926 単位)			× 95 / 100			-73単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位					
		e 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 815 単位) 要介護3 ( 866 単位) 要介護4 ( 916 単位) 要介護5 ( 968 単位)						-76単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位					
		f 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 803 単位) 要介護3 ( 853 単位) 要介護4 ( 902 単位) 要介護5 ( 954 単位)						-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位					
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 549 単位) 要介護2 ( 593 単位) 要介護3 ( 637 単位) 要介護4 ( 682 単位) 要介護5 ( 725 単位)	× 70 / 100					-55単位 -59単位 -64単位 -68単位 -73単位					
		b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜多床室＞	要介護1 ( 656 単位) 要介護2 ( 699 単位) 要介護3 ( 743 単位) 要介護4 ( 787 単位) 要介護5 ( 831 単位)						-66単位 -70単位 -74単位 -79単位 -83単位					
		(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜ユニット型個室＞						a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 802 単位) 要介護3 ( 850 単位) 要介護4 ( 898 単位) 要介護5 ( 947 単位)	× 95 / 100		-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位	
						b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)	-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位				
			(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞			a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞			要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 920 単位) 要介護5 ( 971 単位)	× 97 / 100				-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位
						b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞			要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 872 単位) 要介護3 ( 922 単位) 要介護4 ( 974 単位) 要介護5 ( 1026 単位)					-82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -102単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞		要介護1 ( 802 単位) 要介護2 ( 850 単位) 要介護3 ( 898 単位) 要介護4 ( 947 単位) 要介護5 ( 997 単位)	× 95 / 100		-80単位 -85単位 -90単位 -95単位 -100単位								
	b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1 ( 853 単位) 要介護2 ( 903 単位) 要介護3 ( 953 単位) 要介護4 ( 1002 単位) 要介護5 ( 1054 単位)			-85単位 -90単位 -95単位 -100単位 -105単位								
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜ユニット型個室の多床室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)	× 95 / 100				-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位							
	b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 ( 833 単位) 要介護2 ( 882 単位) 要介護3 ( 932 単位) 要介護4 ( 984 単位) 要介護5 ( 1036 単位)					-83単位 -88単位 -93単位 -98単位 -103単位							
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 871 単位) 要介護3 ( 920 単位) 要介護4 ( 971 単位) 要介護5 ( 1022 単位)					× 95 / 100		-82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -102単位					
	b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 ( 872 単位) 要介護2 ( 922 単位) 要介護3 ( 974 単位) 要介護4 ( 1026 単位) 要介護5 ( 1078 単位)							-87単位 -92単位 -97単位 -102単位 -107単位					
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜従来型個室＞	要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 871 単位) 要介護3 ( 920 単位) 要介護4 ( 971 単位) 要介護5 ( 1022 単位)		× 95 / 100					-82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -102単位					
	b 診療所型介護療養施設サービス費( ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 ( 872 単位) 要介護2 ( 922 単位) 要介護3 ( 974 単位) 要介護4 ( 1026 単位) 要介護5 ( 1078 単位)							-87単位 -92単位 -97単位 -102単位 -107単位					

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
(6) 低栄養リスク改善加算 (1)		(1月につき 300単位を加算)	
		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(7) 経口移行加算 (1)		(1日につき 28単位を加算)	
		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算(1月につき) (1)	(一) 経口維持加算 ( )	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算 ( )	(100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1)		(1月につき 30単位を加算)	
		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔衛生管理加算 (1)		(1月につき 90単位を加算)	
		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1)		(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 (1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
(16) 排せつ支援加算 (1)		1月につき 100単位を加算	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(三)の80/100)	
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×11/1000)	

一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(1)を適用しない。

八 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注				
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護員が基準に定めた看護職員の員数に100を乗じて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定めた数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	活動的ユニット・グループをユニット毎に配置していない等ユニットが不足する状態が未整備である場合	身体拘束禁止の実施状況
(1) 認知症療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症療養施設サービス費(1) 看護<3>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	-97単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-110単位
		(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<4>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位					-117単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-103単位
			c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-114単位
	一般病院	(一) 認知症療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<4>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位					-127単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-134単位
		(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<4>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位					-108単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-105単位
			c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-119単位
	(2) 認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<5>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位					-102単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-109単位
		(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<5>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位					-116単位
			b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-123単位
			c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位					-115単位
(3) 認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-106単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-119単位					
	(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-87単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-100単位					
		c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-113単位					
(4) 認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-88単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-94単位					
	(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-101単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-107単位					
		c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-95単位					
(5) 認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-82単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-89単位					
	(二) 認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<6>	a 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-108単位					
		b 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-116単位					
		c 認知症療養型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-123単位					
(6) ユニット型認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型認知症療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<6>	a ユニット型認知症療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-129単位					
		b ユニット型認知症療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-136単位					
	(二) ユニット型認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<6>	a ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-116単位					
		b ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-123単位					
		c ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-104単位					
(7) ユニット型認知症療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型認知症療養施設サービス費(1) 看護<4>介護<6>	a ユニット型認知症療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-111単位					
		b ユニット型認知症療養施設サービス費(1) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-118単位					
	(二) ユニット型認知症療養施設サービス費(2) 看護<4>介護<6>	a ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <従来型個室>	要介護1 1,877 単位	-92単位					
		b ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-99単位					
		c ユニット型認知症療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 1,414 単位	-104単位					

注 外泊時費用  
注 他科受診時費用  
入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき3.2単位を算定  
入院患者に対して、専断的な診療が必要なら、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき3.2単位を算定

(4) 初期加算 (1日につき 3.0単位を加算)

(5) 退院時指導等加算(1)	(一) 退院時指導等加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、4.0単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、4.0単位を算定)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として3.0単位を算定)		a 退院時指導加算 (4.0単位)	
		b 退院時情報提供加算 (5.0単位)	
(三) 退院前連携加算 (5.0単位)		a 退院前連携加算 (5.0単位)	
		b 退院前連携加算 (5.0単位)	

(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 1.4単位を加算)

(7) 低栄養リスク改善加算(1) (1月につき 3.0単位を加算)  
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。

(8) 経口移行加算(1) (1日につき 2.8単位を加算)  
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(9) 経口維持加算(1月につき)(1) (1) 経口維持加算(1) (4.0単位)  
(2) 経口維持加算(2) (1.0単位)  
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。  
注 経口維持加算(1)を算定していない場合には、算定しない。

(10) 口腔衛生管理体制加算(1) (1月につき 3.0単位を加算)  
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

(11) 口腔衛生管理加算(1) (1月につき 9.0単位を加算)  
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合  
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(12) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))

(13) 在宅復帰支援機能加算(1) (1日につき 1.0単位を加算)

(14) 特定診療費(1)

(15) 排せつ支援加算(1) (1月につき 10.0単位を加算)

(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 1.8単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 1.2単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 6単位を加算)

(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき + 所定単位数 × 1.0 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき + (三)の80 / 100)	

(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 1000)	

一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合は、(1)を適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が人 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、職 業療法士、介護職 員、介護支援専 門員の員数が規 定に満たない場 合	看護師が基準に 定められた看護 職員員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場 合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない時ユニット ケアに付する体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施減算	療養環境の基準 (廊下)を満たさ ない場合	療養環境の基準 (療養室)を満た さない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に関 する基準の区分よ り加算	若年性認知症入 所者受入加算
イ	(1) 型 介護医療院 サービス費( )	(一) 型介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 698 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-70 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 23 単位	+ 120 単位
			要介護2 ( 807 単位)					-81 単位				
			要介護3 ( 1,041 単位)					-104 単位				
		要介護4 ( 1,141 単位)	-114 単位									
		要介護5 ( 1,230 単位)	-123 単位									
		要介護1 ( 808 単位)	-81 単位									
	(2) 型介護医療院 サービス費( ) <多床室>	要介護2 ( 916 単位)	-92 単位									
		要介護3 ( 1,151 単位)	-115 単位									
		要介護4 ( 1,250 単位)	-125 単位									
		要介護5 ( 1,340 単位)	-134 単位									
		要介護1 ( 688 単位)	-69 単位									
		要介護2 ( 795 単位)	-80 単位									
(2) 型介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護3 ( 1,026 単位)	-103 単位										
	要介護4 ( 1,124 単位)	-112 単位										
	要介護5 ( 1,212 単位)	-121 単位										
	要介護1 ( 796 単位)	-80 単位										
	要介護2 ( 903 単位)	-90 単位										
	要介護3 ( 1,134 単位)	-113 単位										
(3) 型 介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護4 ( 1,231 単位)	-123 単位										
	要介護5 ( 1,320 単位)	-132 単位										
	要介護1 ( 672 単位)	-67 単位										
	要介護2 ( 779 単位)	-78 単位										
	要介護3 ( 1,010 単位)	-101 単位										
	要介護4 ( 1,107 単位)	-111 単位										
ロ	(1) 型 介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	(一) 型介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護5 ( 1,194 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-78 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 23 単位	+ 120 単位
			要介護1 ( 780 単位)					-78 単位				
			要介護2 ( 887 単位)					-89 単位				
		要介護3 ( 1,117 単位)	-112 単位									
		要介護4 ( 1,215 単位)	-122 単位									
		要介護5 ( 1,304 単位)	-130 単位									
	(2) 型介護医療院 サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 653 単位)	-65 単位									
		要介護2 ( 747 単位)	-75 単位									
		要介護3 ( 953 単位)	-95 単位									
		要介護4 ( 1,040 単位)	-104 単位									
		要介護5 ( 1,128 単位)	-112 単位									
		要介護1 ( 762 単位)	-76 単位									
(2) 型介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護2 ( 857 単位)	-86 単位										
	要介護3 ( 1,062 単位)	-106 単位										
	要介護4 ( 1,150 単位)	-115 単位										
	要介護5 ( 1,238 単位)	-123 単位										
	要介護1 ( 637 単位)	-64 単位										
	要介護2 ( 731 単位)	-73 単位										
(2) 型介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護3 ( 936 単位)	-94 単位										
	要介護4 ( 1,024 単位)	-102 単位										
	要介護5 ( 1,102 単位)	-110 単位										
	要介護1 ( 746 単位)	-75 単位										
	要介護2 ( 841 単位)	-84 単位										
	要介護3 ( 1,046 単位)	-105 単位										
ハ	(1) 型特別 介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	(一) 型特別介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護4 ( 1,134 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-113 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 14 単位	+ 120 単位
			要介護5 ( 1,232 単位)					-123 単位				
			要介護1 ( 762 単位)					-76 単位				
		要介護2 ( 857 単位)	-86 単位									
		要介護3 ( 1,062 単位)	-106 単位									
		要介護4 ( 1,150 単位)	-115 単位									
	要介護5 ( 1,238 単位)	-123 単位										
	(2) 型特別介護医療院 サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 626 単位)	-63 単位									
		要介護2 ( 720 単位)	-72 単位									
		要介護3 ( 925 単位)	-93 単位									
		要介護4 ( 1,013 単位)	-101 単位									
		要介護5 ( 1,091 単位)	-109 単位									
要介護1 ( 735 単位)		-74 単位										
(1) 型特別介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	(一) 型特別介護医療院 サービス費( ) <従来型個室>	要介護2 ( 830 単位)	-83 単位									
		要介護3 ( 1,035 単位)	-104 単位									
		要介護4 ( 1,123 単位)	-112 単位									
	要介護5 ( 1,201 単位)	-120 単位										
	要介護1 ( 639 単位)	-64 単位										
	要介護2 ( 739 単位)	-74 単位										
(2) 型特別介護医療院 サービス費( ) <多床室>	要介護3 ( 960 単位)	-96 単位										
	要介護4 ( 1,052 単位)	-105 単位										
	要介護5 ( 1,137 単位)	-114 単位										
	要介護1 ( 740 単位)	-74 単位										
	要介護2 ( 843 単位)	-84 単位										
	要介護3 ( 1,047 単位)	-105 単位										
ニ	(1) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護5 ( 1,201 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-114 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 14 単位	+ 120 単位
			要介護1 ( 740 単位)					-74 単位				
			要介護2 ( 843 単位)					-84 単位				
		要介護3 ( 1,047 単位)	-105 単位									
		要介護4 ( 1,145 単位)	-114 単位									
		要介護5 ( 1,238 単位)	-124 単位									
	(2) 型特別介護医療院 サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 593 単位)	-59 単位									
		要介護2 ( 684 単位)	-68 単位									
		要介護3 ( 879 単位)	-88 単位									
		要介護4 ( 963 単位)	-96 単位									
		要介護5 ( 1,037 単位)	-104 単位									
		要介護1 ( 698 単位)	-70 単位									
ホ	(1) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護2 ( 789 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-79 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 14 単位	+ 120 単位
			要介護3 ( 984 単位)					-98 単位				
			要介護4 ( 1,066 単位)					-107 単位				
		要介護5 ( 1,141 単位)	-114 単位									
		要介護1 ( 825 単位)	-83 単位									
		要介護2 ( 933 単位)	-93 単位									
	(2) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室 的多床室>	要介護3 ( 1,168 単位)	-117 単位									
		要介護4 ( 1,267 単位)	-127 単位									
		要介護5 ( 1,357 単位)	-136 単位									
		要介護1 ( 825 単位)	-83 単位									
		要介護2 ( 933 単位)	-93 単位									
		要介護3 ( 1,168 単位)	-117 単位									
ヘ	(1) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 型特別介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護4 ( 1,267 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-127 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 7 単位	+ 120 単位
			要介護5 ( 1,357 単位)					-136 単位				
			要介護1 ( 825 単位)					-83 単位				
		要介護2 ( 933 単位)	-93 単位									
		要介護3 ( 1,168 単位)	-117 単位									
		要介護4 ( 1,267 単位)	-127 単位									
	(2) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費( ) <ユニット型個室 的多床室>	要介護5 ( 1,357 単位)	-136 単位									
		要介護1 ( 818 単位)	-82 単位									
		要介護2 ( 921 単位)	-92 単位									
		要介護3 ( 1,153 単位)	-115 単位									
		要介護4 ( 1,250 単位)	-125 単位									
		要介護5 ( 1,339 単位)	-134 単位									
(1) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 824 単位)	-82 単位									
		要介護2 ( 924 単位)	-92 単位									
		要介護3 ( 1,142 単位)	-114 単位									
	要介護4 ( 1,234 単位)	-123 単位										
	要介護5 ( 1,318 単位)	-132 単位										
	(2) ユニット型 型介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室 的多床室>	要介護1 ( 824 単位)	-82 単位									
要介護2 ( 924 単位)		-92 単位										
要介護3 ( 1,142 単位)		-114 単位										
要介護4 ( 1,234 単位)		-123 単位										
要介護5 ( 1,318 単位)		-132 単位										
要介護1 ( 774 単位)		-77 単位										
ヘ	(1) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 型特別介護医療院 サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護2 ( 875 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-88 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護( ) + 7 単位	+ 120 単位
			要介護3 ( 1,095 単位)					-110 単位				
			要介護4 ( 1,188 単位)					-119 単位				
		要介護5 ( 1,271 単位)	-127 単位									
		要介護1 ( 774 単位)	-77 単位									
		要介護2 ( 875 単位)	-88 単位									
	(2) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費( ) <ユニット型個室 的多床室>	要介護3 ( 1,095 単位)	-110 単位									
		要介護4 ( 1,188 単位)	-119 単位									
		要介護5 ( 1,271 単位)	-127 単位									
		要介護1 ( 783 単位)	-78 単位									
		要介護2 ( 875 単位)	-88 単位									
		要介護3 ( 1,084 単位)	-108 単位									
(2) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費( ) <ユニット型個室 的多床室>	要介護4 ( 1,173 単位)	-117 単位										
	要介護5 ( 1,251 単位)	-125 単位										
	要介護1 ( 783 単位)	-78 単位										
	要介護2 ( 875 単位)	-88 単位										
	要介護3 ( 1,084 単位)	-108 単位										
	要介護4 ( 1,173 単位)	-117 単位										
要介護5 ( 1,251 単位)	-125 単位											

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 ( 2 )	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 ( 2 )	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
ス 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算 ( 2 )	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
ヲ 経口移行加算 ( 2 )	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
ワ 経口維持加算 (1月につき) ( 2 )	(一) 経口維持加算( )	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算( )	(100単位)	
カ 口腔衛生管理体制加算 ( 2 )	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
キ 口腔衛生管理加算 ( 2 )	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ク 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
レ 在宅復帰支援機能加算 ( 2 )	(1日につき 10単位を加算)		
ロ 特別診療費 ( 2 )			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理	(1月に1回3日を限度に、1日につき 18単位を算定)	
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算( )	要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算( )	要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ム 移行定着支援加算 ( 2 )	(1日につき93単位を加算)		
リ 掛せつ支援加算 ( 2 )	(1月につき 100単位を加算)		
ハ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の80 / 100)	
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
八及びへを適用する場合には、( 2 )を適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

令和元年10月改定箇所

### 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 84.9単位)	× 95 / 100	× 70 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1回につき + 3.6単位) (2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1回につき + 2.4単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき (3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位  
- 単位 所定単位数 - 単位  
× / 100 所定単位数 × / 100  
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算 ( )	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算( )	特別管理加算
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +224単位 30分以上の場合 +402単位	36分未満の場合 +201単位 36分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ( )の場合 +500単位 又は ( )の場合 +250単位
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)										
ニ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)										
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +300単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)										

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目  
1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 1月につき +230単位	
	介護老人保健施設の場合							1回につき 292単位
	介護医療院の場合							1回につき -20単位
ロ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導費加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)(2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 480単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)(在宅特医学総合管理料又は特定施設入居地域学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者4人に対して行う場合 280単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 280単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 263単位			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 480単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位	+100単位	+15/100	+10/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 349単位			
ニ 理学療法士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 539単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 488単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 260単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 296単位				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算( )	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	×70 / 100	×70 / 100	+5 / 100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき +900単位)	減算対象月から6月以内 ×85 / 100	1月につき +240単位	-376単位	
		要支援2								-752単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	
		要支援2								-752単位	
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	
		要支援2								-752単位	
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)											
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)											
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)											
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算( )	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)									
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									
	(2) 選択的サービス複数実施加算( )	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)									
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	要支援1 (1月につき 72単位を加算)									
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算( )	要支援1 (1月につき 48単位を加算)									
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	要支援2 (1月につき 96単位を加算)									
		要支援1 (1月につき 24単位を加算)									
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)									
		(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位 × 47 / 1000)								
		(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位 × 34 / 1000)								
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の90 / 100)									
		(1月につき + (3)の80 / 100)									
		(1月につき +所定単位 × 20 / 1000)									
(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位 × 17 / 1000)										

注：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
				夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合 又は 又は	常勤のユニッ ト毎に配置 していない等ユ ニットのケアに おける体制が未 整備である場 合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して送迎を 行う場合				
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (466 単位)																
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 (579 単位)																
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費( ) <従来型個室>	要支援1 (438 単位)																
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費( ) <多床室>	要支援2 (545 単位)																
ロ ユニット型 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費( ) <ユニット型個室>	要支援1 (345 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100													
		(二) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (662 単位)																
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費( ) <ユニット型個室>	要支援1 (314 単位)																
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (638 単位)																
ハ 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																			
ニ 認知症専門ケア加算				(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)															
				(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 1.8単位を加算)															
				(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 1.2単位を加算)															
				(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)															
				(4) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000)															
				(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000)															
				(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)															
				(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90 / 100)															
				(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80 / 100)															
介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000)															
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																			
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																			
注 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																			

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所の数の合計 が数人特定員 を超えない場合	医師、看護師 長、介護職員、 理学療法士、作 業療法士、大工 又は介護士が 当該単に満た ない場合	単独のユニッ トリーダーを ユニット毎に配 置していない 場合、ユニッ トにおける係 長が未定である 場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費( )	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 580 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 762 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 613 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 768 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 816 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 584 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 777 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 584 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 777 単位)										
c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 568 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位								
	要支援2 ( 707 単位)												
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 601 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位							
		要支援2 ( 752 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 601 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位							
		要支援2 ( 752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( )	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 623 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 781 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 668 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 826 単位)										
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 623 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 781 単位)										
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 668 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 826 単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 809 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 809 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 809 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位						
			要支援2 ( 809 単位)										
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 611 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位							
		要支援2 ( 764 単位)											
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 611 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位							
		要支援2 ( 764 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 57単位を加算)
(3) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき 11単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき 11単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×39 / 1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×29 / 1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×16 / 1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の90 / 100)
	(五) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (三)の80 / 100)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×11 / 1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×17 / 1000)
		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
特別療養費と緊急時施設療養費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
介護を行う施設の種類	利用者の数又は入所者の数	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	介護を行う施設の種類	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)										
		要支援2 ( 659 単位)											
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 553 単位)										
		要支援2 ( 687 単位)											
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 543 単位)										
		要支援2 ( 677 単位)											
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (2)	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 581 単位)										
		要支援2 ( 736 単位)											
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 614 単位)										
		要支援2 ( 769 単位)											
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 602 単位)										
		要支援2 ( 757 単位)											
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (3)	g 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 494 単位)											
	要支援2 ( 613 単位)												
	h 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型>	要支援1 ( 509 単位)											
	要支援2 ( 634 単位)												
	i 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 552 単位)											
	要支援2 ( 698 単位)												
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 570 単位)										
		要支援2 ( 716 単位)											
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 477 単位)										
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (2)	c 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 536 単位)										
		要支援2 ( 676 単位)											
		d 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 534 単位)										
(3) ユニッパ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッパ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室>	e 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		f 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
	(二) ユニッパ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (2) <ユニッパ型個室>	g 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 591 単位)										
		要支援2 ( 740 単位)											
		h 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 591 単位)										
(4) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室>	i 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		j 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
	(二) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (2) <ユニッパ型個室の多床室>	k 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		l 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
(5) 療養費加算 (1日につき 1単位を加算(1日に回を限度))	(一) 認知症専門ケア加算 (1) <従来型個室>	m 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		n 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		o 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
(6) 認知症専門ケア加算 (1) <従来型個室>	(二) 認知症専門ケア加算 (2) <ユニッパ型個室の多床室>	p 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		q 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 665 単位)										
		要支援2 ( 820 単位)											
		r 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 665 単位)										
		要支援2 ( 820 単位)											
(7) 特定診療費	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) <従来型個室>	s 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		t 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		u 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
(8) サービス提供体制強化加算	(二) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (2) <ユニッパ型個室の多床室>	v 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		w 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		x 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
(9) 介護職員処遇改善加算	(三) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (3) <ユニッパ型個室の多床室>	y 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		z 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		aa 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(四) ユニッパ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (4) <ユニッパ型個室の多床室>	ab 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		ac 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 636 単位)										
		要支援2 ( 792 単位)											
		ad 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッパ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											

医師の人員配置減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( )	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 509 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位	要支援2 ( 639 単位)	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 536 単位)							要支援2 ( 666 単位)	
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 527 単位)							要支援2 ( 657 単位)	
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 566 単位)							要支援2 ( 717 単位)	
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 598 単位)							要支援2 ( 749 単位)	
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 587 単位)							要支援2 ( 738 単位)	
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( )	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 452 単位)							要支援2 ( 565 単位)	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 516 単位)							要支援2 ( 651 単位)	
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 591 単位)							要支援2 ( 744 単位)	× 97 / 100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 618 単位)							要支援2 ( 771 単位)	
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 609 単位)							要支援2 ( 762 単位)	
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 591 単位)							要支援2 ( 744 単位)	
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 618 単位)	要支援2 ( 771 単位)									
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 609 単位)	要支援2 ( 762 単位)									
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(4) 認知症専門ケア加算											
(一)認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)											
(二)認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算 ( )イ (1日につき 18単位を加算)							
				(二) サービス提供体制強化加算 ( )ロ (1日につき 12単位を加算)							
				(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)							
				(四) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)							
				(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)							
				(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)							
				(四) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の90 / 100)							
				(五) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の80 / 100)							
(8) 介護職員等特定処遇改善加算				(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)							
				(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)							
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のコンニクターをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 815 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		片道につき +184単位
			要支援2 ( 977 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 922 単位)							
			要支援2 ( 1,077 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 752 単位)						
				要支援2 ( 922 単位)						
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>		要支援1 ( 810 単位)							
			要支援2 ( 1,001 単位)							
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 730 単位)							
			要支援2 ( 894 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 788 単位)							
			要支援2 ( 974 単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 718 単位)	×70/100		-12単位			
			要支援2 ( 878 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 775 単位)							
			要支援2 ( 958 単位)							
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 658 単位)						
				要支援2 ( 819 単位)						
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>		要支援1 ( 765 単位)							
			要支援2 ( 921 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
		要支援2 ( 727 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 624 単位)								
		要支援2 ( 806 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 942 単位)	×97/100						
			要支援2 ( 1,098 単位)							
		b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 942 単位)							
	要支援2 ( 1,098 単位)									
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>		要支援1 ( 834 単位)					
			要支援2 ( 1,027 単位)							
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>			要支援1 ( 834 単位)							
要支援2 ( 1,027 単位)										

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( )ハ (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算( )ニ (1日につき 6単位を加算)	
(五) サービス提供体制強化加算( )ホ (1日につき 6単位を加算)		
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )イ (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( )ロ (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( )ハ (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( )ニ (1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( )ホ (1月につき + (三)の80 / 100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )イ (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )ロ (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			利用を行う期間が1日未満の場合	利用者の数又は入所者の数に区分がない場合	医師、薬剤師、看護師、介護士等の配置が標準配置の定員に満たない場合	看護職員等が2名以上配置されている場合	移動のユニットに定められたユニットに配置されていない等、ユニットが2名以上配置されている場合	療養費の算定に当たって、療養費に算入されない場合	移動を行う職員が2名以上配置されている場合	認知症行動心理検査等の実施による加算	利用者に対する加算	利用者に対する加算	
1) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 572 単位)										
		要支援2 ( 712 単位)											
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 639 単位)										
		要支援2 ( 794 単位)											
		a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 568 単位)										
		要支援2 ( 702 単位)											
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 627 単位)										
			要支援2 ( 762 単位)										
			b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 692 単位)									
		要支援2 ( 827 単位)											
		a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 552 単位)										
		要支援2 ( 686 単位)											
三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 611 単位)											
		要支援2 ( 746 単位)											
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 686 単位)										
	要支援2 ( 821 単位)												
	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 551 単位)											
	要支援2 ( 674 単位)												
2) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 639 単位)										
		要支援2 ( 794 単位)											
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 598 単位)										
		要支援2 ( 743 単位)											
		a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 524 単位)										
		要支援2 ( 647 単位)											
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 588 単位)										
			要支援2 ( 723 単位)										
			b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 653 単位)									
		要支援2 ( 798 単位)											
		a 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 628 単位)										
		要支援2 ( 752 単位)											
3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 581 単位)										
		要支援2 ( 705 単位)											
		b 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 541 単位)										
		要支援2 ( 665 単位)											
		a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 500 単位)										
		要支援2 ( 614 単位)											
	二) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位)										
			要支援2 ( 633 単位)										
			b 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>	要支援1 ( 558 単位)									
		要支援2 ( 672 単位)											
		a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 660 単位)										
		要支援2 ( 816 単位)											
4) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 650 単位)										
		要支援2 ( 806 単位)											
		b ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 680 単位)										
		要支援2 ( 836 単位)											
		a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 650 単位)										
		要支援2 ( 806 単位)											
	二) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 680 単位)										
			要支援2 ( 836 単位)										
			b ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 650 単位)									
		要支援2 ( 806 単位)											
		a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 674 単位)										
		要支援2 ( 820 単位)											
5) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 674 単位)										
		要支援2 ( 820 単位)											
		b ユニット型 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 674 単位)										
		要支援2 ( 820 単位)											
		a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 638 単位)										
		要支援2 ( 784 単位)											
	二) ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 618 単位)										
			要支援2 ( 764 単位)										
			b ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 618 単位)									
		要支援2 ( 764 単位)											
		a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 644 単位)										
		要支援2 ( 790 単位)											
6) ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一) ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	a ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 638 単位)										
		要支援2 ( 784 単位)											
		b ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 618 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
		a ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 644 単位)										
		要支援2 ( 790 単位)											
	二) ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 644 単位)										
			要支援2 ( 790 単位)										
			b ユニット型 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 618 単位)									
		要支援2 ( 764 単位)											
		a ユニット型 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要支援1 ( 644 単位)										
		要支援2 ( 790 単位)											
(7) 療養費加算	(1) 間につき 1 単位を加算(1日につき3回を限度)												
(8) 緊急時施設診察費	緊急時施設診察費 ① 1日につき3回を限度(1日につき3)単位を加算 ② 特定診療												
(9) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3 単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4 単位を加算)												
(10) 特別診療費													
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 1.8 単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 3.2 単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 5 単位を加算)												
	(四) サービス提供体制強化加算(4) (1日につき 8 単位を加算)												
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき、所定単位数×2.6/1.0) (注) 所定単位数は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき、所定単位数×1.9/1.0)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき、所定単位数×1.0/1.0)												
	(四) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき、所定単位数×1.0/1.0)												
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき、所定単位数×1.1/1.0)												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき、所定単位数×1.1/1.0)												
緊急時施設診察費、特別診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、施設管理者の判断による算定項目													

夜間勤務条件加算を適用する場合には、夜間勤務条件加算を適用しない。  
(3)及び(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護職員の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症患者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 181 単位)	×70 / 100		-18単位	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)		
	要支援2 ( 310 単位)			-31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70 / 100								1日につき +20単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定訪問介護                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位</li> <li>1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位</li> <li>1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,344単位</li> </ul> </li> <li>指定通所介護                     <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1 1,488単位</li> <li>要支援2 3,053単位</li> </ul> </li> </ul> 介護予防訪問系及び介護予防通所サービス通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)										
		(3) サービス提供体制強化加算( )ハ (1日につき 6単位を加算)										
		(4) サービス提供体制強化加算( )ニ (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×82 / 100)	注	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
		(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×60 / 100)										
		(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×33 / 100)										
		(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)090 / 100)										
		(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)080 / 100)										
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×13 / 100)	注	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×12 / 100)										
限度額		要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位										

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現在指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100 / 100を限度)	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)
	交通費に相当する額の1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)		

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(431単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

 令和元年10月改定箇所

### 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注							
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 ( ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( ) 5,680 単位	- 62 単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 600 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315 単位	1月につき + 500 単位 又は ( ) の場合 + 250 単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位							
		要介護2 ( ) 10,138 単位	- 111 単位														
		要介護3 ( ) 16,833 単位	- 184 単位														
		要介護4 ( ) 21,293 単位	- 233 単位														
		要介護5 ( ) 25,752 単位	- 281 単位														
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( ) 8,287 単位	- 91 単位								事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 900 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315 単位	1月につき + 500 単位 又は ( ) の場合 + 250 単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位
		要介護2 ( ) 12,946 単位	- 141 単位														
		要介護3 ( ) 19,762 単位	- 216 単位														
		要介護4 ( ) 24,361 単位	- 266 単位														
		要介護5 ( ) 29,512 単位	- 322 単位														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 ( ) (1月につき)	要介護1 ( ) 5,680 単位	- 62 単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 900 単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315 単位	1月につき + 500 単位 又は ( ) の場合 + 250 単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位								
要介護2 ( ) 10,138 単位	- 111 単位																
要介護3 ( ) 16,833 単位	- 184 単位																
要介護4 ( ) 21,293 単位	- 233 単位																
要介護5 ( ) 25,752 単位	- 281 単位																
ハ 初期加算 (1日につき + 30 単位)																	
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600 単位)																	
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000 単位を加算)																	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ( ) (1月につき + 100 単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算 ( ) (1月につき + 200 単位)																
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ( )イ (1月につき + 640 単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算 ( )ロ (1月につき + 500 単位)																
	(3) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき + 350 単位)																
	(4) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき + 350 単位)																
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																
	(4) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (3) の 90 / 100)																
	(5) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (3) の 80 / 100)																
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)																

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	+	単位
-	単位	-	単位
×	/ 100	×	/ 100
+	/ 100	+	所定単位 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費( )	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,013 単位)	1月につき 610 単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 379 単位)		
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 578 単位)		
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 778 単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費( )	(1月につき 2,751 単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1回につき 18 単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1回につき 12 単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算( )イ (1月につき 126 単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算( )ロ (1月につき 84 単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90 / 100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80 / 100)		
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	10,364	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	
		要介護2	15,232				
		要介護3	22,157				
		要介護4	24,454				
		要介護5	26,864				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,336				+ 5 / 100
		要介護2	13,724				
		要介護3	19,963				
		要介護4	22,033				
		要介護5	24,296				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	567					
	要介護2	634					
	要介護3	703					
	要介護4	770					
	要介護5	835					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算( )	(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算( )	(1月につき 500単位を加算)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算( )	(1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算( )	(1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算( )	(1月につき 480単位を加算)					
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)				
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +200単位)					
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1月につき 640単位を加算)					
		(1月につき 500単位を加算)					
		(1月につき 350単位を加算)					
		(1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 21単位を加算)					
		(1日につき 16単位を加算)					
		(1日につき 12単位を加算)					
		(1日につき 12単位を加算)					
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×1.02/100.0)				注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×74/100.0)					
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×41/100.0)					
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(3)の80/100)					
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/100.0)				注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×12/100.0)					

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( )	761 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 85 単位 - 75 単位 - 81 単位 - 82 単位	夜間支援体制加算( ) 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算( ) 1日につき + 25 単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
		要介護2 ( )	797 単位									
		要介護3 ( )	829 単位									
		要介護4 ( )	837 単位									
		要介護5 ( )	854 単位									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( )	749 単位									
		要介護2 ( )	784 単位									
		要介護3 ( )	808 単位									
		要介護4 ( )	824 単位									
		要介護5 ( )	840 単位									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( )	789 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 85 単位 - 75 単位 - 81 単位 - 82 単位	夜間支援体制加算( ) 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算( ) 1日につき + 25 単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
		要介護2 ( )	825 単位									
		要介護3 ( )	849 単位									
		要介護4 ( )	865 単位									
		要介護5 ( )	882 単位									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( )	777 単位									
		要介護2 ( )	813 単位									
		要介護3 ( )	837 単位									
		要介護4 ( )	853 単位									
		要介護5 ( )	869 単位									
注 入院時費用			利用者が必要又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算( )	(1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算( )	(1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算( )	(1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)										
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の80 / 100)										
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)										

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準を満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 535 単位)	×70 / 100	- 54単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき + 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 ( 601 単位)		- 60単位								
	要介護3 ( 670 単位)		- 67単位								
	要介護4 ( 734 単位)		- 73単位								
	要介護5 ( 802 単位)		- 80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 535 単位) 要介護2 ( 601 単位) 要介護3 ( 670 単位) 要介護4 ( 734 単位) 要介護5 ( 802 単位)	×70 / 100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・退所時運携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算( )ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×82 / 1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×60 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×33 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +(3)の80 / 100)										
チ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×13 / 1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×12 / 1000)										

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (12,401 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	+ 5 / 100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (17,352 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3 (24,392 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4 (27,665 単位)						-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
		要介護5 (31,293 単位)						-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,173 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (15,634 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3 (21,977 単位)						-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4 (24,926 単位)						-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
		要介護5 (28,195 単位)						-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (568 単位)								
		要介護2 (635 単位)								
		要介護3 (703 単位)								
		要介護4 (770 単位)								
		要介護5 (836 単位)								
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30 単位を加算)										
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算(1月につき 800 単位を加算)							
			(2) 認知症加算(1月につき 500 単位を加算)							
ホ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800 単位を加算)							
ヘ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))							
ト 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 600 単位を加算)							
チ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 574 単位を加算)							
リ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 特別管理加算(1月につき 500 単位を加算)							
			(2) 特別管理加算(1月につき 250 単位を加算)							
ス ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2,000 単位を加算)							
ル 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護体制強化加算(1月につき 3,000 単位を加算)							
			(2) 看護体制強化加算(1月につき 2,500 単位を加算)							
ヲ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000 単位を加算)							
ワ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000 単位を加算)							
カ サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合							
			(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1月につき 640 単位を加算)							
			(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1月につき 500 単位を加算)							
			(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1月につき 350 単位を加算)							
			(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1月につき 350 単位を加算)							
			(2) ロを算定している場合							
			(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 21 単位を加算)							
			(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 16 単位を加算)							
(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 12 単位を加算)										
(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 12 単位を加算)										
コ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(1月につき + 所定単位 × 1.02 / 100.0)							
			(2) 介護職員処遇改善加算(1月につき + 所定単位 × 7.4 / 100.0)							
			(3) 介護職員処遇改善加算(1月につき + 所定単位 × 4.1 / 100.0)							
			(4) 介護職員処遇改善加算(1月につき + (3) × 9.0 / 100.0)							
			(5) 介護職員処遇改善加算(1月につき + (3) × 8.0 / 100.0)							
ク 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき + 所定単位 × 1.5 / 100.0)							
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき + 所定単位 × 1.2 / 100.0)							

注：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数計時 所定値を超えら る場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	3時間以上4時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の前後に 日常生活上の位 置を行う場合	入浴介助を行っ た場合	生活機能向上課 員加算	個別機能訓練 加算	若年性認知症利 用者受入加算	介護改善加算	介護スクリーニ ング加算	口腔機能向上 加算	事業者同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防認知症 対応型通所介護 を行う場合	事業者が指定を 行わない場合						
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	一) 3時間以上 4時間未満	要支援1	473	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	523																		
		二) 4時間以上 5時間未満	要支援1																		456
			要支援2																		548
		三) 5時間以上 6時間未満	要支援1																		738
			要支援2																		624
	四) 6時間以上 7時間未満	要支援1	737																		
		要支援2	646																		
	五) 7時間以上 8時間未満	要支援1	856																		
		要支援2	566																		
	六) 8時間以上 9時間未満	要支援1	663																		
		要支援2	666																		
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(2)	一) 3時間以上 4時間未満	要支援1	427	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	474																		
		二) 4時間以上 5時間未満	要支援1																		447
			要支援2																		456
		三) 5時間以上 6時間未満	要支援1																		664
			要支援2																		740
	四) 6時間以上 7時間未満	要支援1	681																		
		要支援2	738																		
	五) 7時間以上 8時間未満	要支援1	759																		
		要支援2	658																		
	六) 8時間以上 9時間未満	要支援1	734																		
		要支援2	666																		
ハ サービス提供 体制強化加算	1) 3時間以上4時間未満	要支援1	246	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要支援2	259																		
	2) 4時間以上5時間未満	要支援1	258																		
		要支援2	272																		
	3) 5時間以上6時間未満	要支援1	411																		
		要支援2	434																		
	4) 6時間以上7時間未満	要支援1	422																		
		要支援2	443																		
	5) 7時間以上8時間未満	要支援1	483																		
		要支援2	518																		
	6) 8時間以上9時間未満	要支援1	488																		
		要支援2	536																		
(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき、18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき、12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき、12単位を加算)																					
(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき、所定単位数×1.6/100.0) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき、所定単位数×1.6/100.0) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき、所定単位数×1.6/100.0) (4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき、所定単位数×1.6/100.0) (5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき、所定単位数×1.6/100.0)			注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																		
(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき、所定単位数×1.7/100.0) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき、所定単位数×1.7/100.0) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき、所定単位数×1.7/100.0)			注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																		
(1) サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算(1)は、支給限度管理の対象外の算定項目																					

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,418 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要支援2 ( 6,908 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,080 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100
		要支援2 ( 6,224 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 421 単位)			
		要支援2 ( 526 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +200単位)			
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算( )イ	(1月につき 640単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1月につき 500単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1月につき 350単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算( )イ	(1月につき 21単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 16単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 12単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 12単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×102/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +(3)の80/100)			
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×15/1000)			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×12/1000)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			
：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	夜間支援体 制加算( )	夜間支援体 制加算( )	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同 生活介護費( )	要支援2 ( 757 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき + 50 単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同 生活介護費( )	要支援2 ( 745 単位)				- 75 単位		1日につき + 25 単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同 生活介護費( )	要支援2 ( 785 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100		1日につき + 50 単位		1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同 生活介護費( )	要支援2 ( 773 単位)					1日につき + 25 単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算( )ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位数は、イからりまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の90 / 1000)								
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の80 / 1000)								
ル 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位数は、イからりまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。